

広川町農業委員会

第6回総会議事録

令和6年1月12日

広川町農業委員会第6回総会議事録

令和6年1月12日広川町農業委員会第6回総会が広川町役場3階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 議案第3号 非農地証明に関する件
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏名	議席	氏名
会長	古賀秀之	6	稲員繁広
会長代理	山村佳代子	7	鐘ヶ江百合子
1	中村和浩	8	舩越誠治
2	萩尾喜久夫	9	稲員雅史
3	丸山敬二郎	10	野田光浩
欠	馬場啓介	11	中島隆二
5	渡邊和江	欠	古賀貴美夫

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
15	田中健一	欠	弓削和幸
16	姫野剛	23	末安富士子
17	重松嘉治	24	野田隆文
18	小林栄一	25	山下淳
19	山下憲繫	26	渡邊和宏
20	馬場健作	27	古賀優
21	雨森純司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会係長 川村 亮二 書記 熊添 博 江原 俊亮

会長代理 山村佳代子 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項 14 件、議案第 1 号 5 件、議案第 2 号 2 件、議案第 3 号 2 件、議案第 4 号 4 件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員、山村佳代子会長代理を指名し審議に移ります。報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知について順位 1 大字吉常 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 地権者の都合により解約、解約後は売買する旨説明。順位 2 大字長延 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 耕作者の都合により解約、解約後は別の方が耕作する旨説明。順位 3 大字長延 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 耕作者の都合により解約、解約後の耕作者は未定。順位 4 大字長延 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 耕作者の都合により解約、解約後の耕作者は未定。順位 5 大字長延 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 耕作者の都合により解約、解約後は別の方が耕作する旨説明。順位 6 大字長延 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 耕作者の都合により解約、解約後は別の方が耕作する旨説明。順位 7 大字広川 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 耕作者の都合により解約、解約後は別の方が耕作する旨説明。順位 8 大字日吉 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 解約後は農地転用する旨説明。

報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について順位 1 大字長延 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■。順位 2 大字長延 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 地権者の都合により解約、解約後は所有者で管理する旨説明。順位 3 大字広川 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■。順位 4 大字広川 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 地権者の都合により解約、解約後は機構を介して売買する旨説明。順位 5 大字広川 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 耕作者の都合により解約、解約後は別の方が耕作する旨説明。

報告事項 3 農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書について順位 1 大字新代 申請人：■■■■ 申請理由 農地に数十年前より農業用倉庫が建っていたため申請する旨説明。

議長 報告事項について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 質問意見もありませんので、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について附議します。順位 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字水原 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 贈与

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

16 番 姫野剛 推進委員 農地を贈与されるということですのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字吉常 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

17 番 重松嘉治 推進委員 親族間で農地を売買されるということですのでよろしくお願ひします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 大字吉常 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

17 番 重松嘉治 推進委員 農地を売買されるということですのでよろしくお願ひします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 今回初めて農地を取得されて就農されるのでしょうか

事務局 営農計画としては野菜や果樹類を作付けされる計画です。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 土地利用区分の「その他」とはどのような意味になりますか

事務局 「その他」については農用地以外の農地になります。いわゆる白地の農地になります。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

19 番 山下憲繁 推進委員 農地を新規で取得する要件等はあるのでしょうか

事務局 農地取得に係る下限面積については撤廃されています。耕作に従事する日数として年間 150 日以上従事することが求められます。基本的に農地が管理されているようであれば

若干日数が下回っても認められることとなっています。申請書についても 150 日以上は従事される計画で申請をされています。

9 番 稲員雅史 農業委員 他に土地を取得されているということですが、管理はできているのでしょうか

事務局 現在まで取得した土地については、別の方に利用権設定をされるなどして管理はされています。今回申請されている農地についても、取得後に適正に管理しているか随時確認したいと思います。

議 長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 3 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 賛成多数

議 長 賛成多数で認める事とします。順位 4 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 4 大字久泉 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ (持分 1/2)、■■■■ (持分 1/2) 申請理由 売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

20 番 馬場健作 推進委員 ハウスに隣接している農地を売買で取得されるものです。農地の管理についても問題は無いと思われまますのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見等ありましたらをお願いします。

議 長 質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 4 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。順位 5 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 5 大字藤田 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 贈与

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

27 番 古賀優 推進委員 農地を贈与されるということです。特に問題はないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 5 について質問意見等ありましたらをお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位 5 について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字吉常 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■（持分 1/2）、■■ ■■（持分 1/2） 申請理由 貸家住宅（8 戸）

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

17 番 重松嘉治 推進委員 申請地の西側は一般住宅、東側には単身者用アパートが建っており宅地に挟まれており、現地は道路より 50～60 cm 低くなっているため、転用時には道路高まで高められると思います。特に問題はないと思いますよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 申請地を高められるということですがそれによって水害等に影響はありませんか

事務局 すでに両隣の宅地についても道路高まで高められており、申請地だけが低くなっている状況です。転用して道路高まで高めても影響は無いかと思われま

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字日吉 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 貸駐車場

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 事務局より説明がありました通り、西側に残る水田についても用水の確保ができるということですので問題は無いと思われま

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。議案第 3 号 非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字吉常 申請人：■■ ■■ 申請理由 農地に数十年前より農業用倉庫が建っていたため

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

17 番 重松嘉治 推進委員 数十年前に農地に倉庫が建てられており、今回非農地の申請をされるといふことですのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字新代 申請人：■■ ■■ (持分 1/2)、■■ ■■ (持分 1/2) 申請理由 古賀区の農村広場として利用しているため

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23 番 末安富士子 推進委員 現在まで農地という扱いであったため個人名義になっていました。今後は区の名義にされるといふことで今回申請をされています。よろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします

10 番 野田光浩 農業委員 地目は変更されるが所有は個人のままでですか。

事務局 農地のままでは区での所有ができないため、地目変更をしてから区の名義にされるといふことです。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 農地は土地改良区内の農地になっているのでしょうか

9 番 稲員雅史 農業委員 広場は改良区事業と併せて作られているようですが、土地の扱いとしては改良区外となっています。

議 長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 所有権移転 順位 1 大字長延 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■。順位 2 大字新代 他 3 筆 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■。順位 3 大字水原 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■。順位 4 大字新代 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■。

議長 事務局の説明が終わりましたので議案第 4 号について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。議案第 4 号について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ。